

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社センター
たまプラーザぽんた保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	たまプラーザぼんた保育園
種別:	地域型保育事業
代表者氏名:	園長 高橋理恵
定員(利用人数):	12名(12名)
所在地:	〒225-0002 横浜市青葉区美しが丘1-23-5
TEL/FAX:	TEL:045-532-6687 FAX:045-532-6687
ホームページ:	HomePage:https://centerjp.com/tamaplaza/
開設年月日:	2017年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社センター

職員数	常勤/非常勤	常勤:4名	非常勤:7名
	専門職員(名称)	保育士:7名	調理員:3名 事務員:1名

施設状況

保育室:1室	トイレ:3(子ども用2、大人用1)
調理室:1室	事務室:1室 休憩室:1室
園庭:	なし

③理念・基本方針

当園の保育理念は3つ。第1に子ども第1主義。第2に保護者様が安心して預けられる園作り。第3に職員の一致団結・ONE TEAMです。
 当園では子どもたちの安全を第1に考えて、怪我や事故を未然に防げるように安全管理や危機管理の体制を整えています。
 当園の基本方針として、子どもたちが毎日通いたいと思うような笑顔溢れる園を目指しています。
 まずは、保護者様応援団の旗を心に掲げて子育ての不安等にプロとして寄り添った対応がいつでも出来るように、保育の質の向上に努めています。次に、保育士や調理員が「あれがしたい！これをしてみたい！」「散歩や行事が楽しみ」等の向上心を持ち、働いている職員が楽しいと思えるような職場環境や就業体制を整えています。1人ひとりが自分の弱点を認めた上で、1人で頑張るのではなく個々の弱点を個々の得意な分野でサポートし合える職員のチームワークを大切にしています。

④施設・事業所の特徴的な取組

当園の特徴は5つです。第1に、静と動のメリハリある保育。第2に、午前・午後の散歩にて楽しみながら交通ルールや手繋ぎの大切さが身につけられる保育。第3に、自我の芽生えや自身のやる気を大切にする保育。第4に、遊びの中で自然と生活力が身につく保育。第5に年間を通した多年齢交流や地域交流です。

当園では戸外遊びからは得られない「椅子に座って集中出来る時間」も大切にしている為、朝の自由遊びを時間で区切り、パズルやひも通しなど手先を使った遊びを取り入れています。更に、個々の毎日成長する「発達の最近接領域」を把握した上で、本人の力で成し遂げた達成感を自信に繋げられる声掛けを意識しています。次への目標に意欲的になれるように3倍褒めて、子どもの更なる成長を伸ばしていきたい思いと共に、私たちとの信頼関係も築いています。

保育環境においては、遊ぶと同時にいつの間にか生活に必要なスキルが身につく環境を整えています。そして、心も体も元気な人、やる時はやる・聞く時は聞くが出来る人、人や物への痛みが分かる人、興味・関心好奇心旺盛な人への育成を目指しています。また、多年齢交流においては公園で小学生とソーラン節を踊り、七夕には近隣の中学校から笹を頂き、ハロウィンでは連携施設との交流を行っています。地域交流では、毎月行っている避難訓練の中で本物の警察官や消防士と触れ合う機会を設けています。交流において感染症対策も万全に行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日: 令和3年7月8日	訪問調査日: 令和3年12月15日
	評価結果確定日 : 令和4年3月17日	

受審回数(前回の時期)	- 回(前回: 年度)
-------------	-------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 行事の達成を成長目標として、やり遂げた自信を成長につなげています

子どもがどうしたいか?と常に考える、子どもの気持ち重視の環境を作っています。園の保育理念である「子ども第一主義」に沿った保育を実践しています。職員は大人目線ではなく、常に子ども側からの視点で物事を考えるようにしています。前向きな言葉をかけ、子ども自らが自分でできることを見守り、待つ保育をしています。行事の意味も理解してもらい、楽しんで目標が達成できるようにしています。子どもの意思表示をしっかりと受け止めることにより、できることが増え、運動会などで成果も確認しています。乳児でも子どもが自信を感じ、生きる力が育まれてきています。

2) 楽しみながら食べられる食事提供をしています。

子どもが食事を楽しむことができるように工夫をしています。おやつでは子ども自身がカップの色を選べるようにしたり、食材や切り方にも工夫をして楽しめるようにしています。子どもが苦手な食材でも食べやすく刻んだり、配膳順を変えるなど工夫しています。最初から目標量を提供して、せかしたり無理強いすることを避け、最初に目標の8割の量を提供し、おかわりにより残りを提供するようにしています。完食できた喜びは子どもの自信にも繋がっています。子どもたちは「おかわり」という言葉が好きで、楽しみながら食事ができています。開設から残食は一度もありません。毎月の身体測定結果から、おかわり量を変えるようにして食事提供をしています。

3) 全員参加で考える保育を実践しています

園長のリーダーシップのもとに、職員が子どもにとっての利益を考え、意見を出し合い取り組んでいます。職員一人ひとりが、保育に対する考えを話し合える環境を日常的に作っています。0、1、2歳と成長の過程を考える職員配置を行い、職員が考えるようにしています。非常勤職員も外部研修を受講する機会を設け、さらに園内研修で職員の共通認識を深めるよう取り組んでいます。皆で話し合い、職員がONE・TEAMとして、保育目標の達成に取り組んでいます。

◇改善を求められる点

1) 会議等による組織的改善への取組

小規模保育園で職員の人数が少ないこともありますが、園長の判断で随時に打ち合わせを行い、保育状況の確認・徹底をしています。園長がリーダーシップを発揮しつつ一人で多くのことを抱えている状況です。園長は事務職員と連携して効率化を進めていますが、保育の改善においても職員への分担を検討することが期待されます。改善活動にプロジェクトや担当を設けて職員に任せて育成につなげつつ、会議も定期的な開催を実施して、改善活動を組織的に行うことが期待されます。

2) 中期計画や事業計画の文書化

ホームページで「保育理念」「保育方針」や保育活動状況を明確にしています。さらに、「3つの基本方針」「年齢別保育の考え方」を示して、ぼんた保育園の自慢として、5つの方向を明示しています。しかしこれらの計画が中期計画書や事業計画書としてまとめられておらず、共有化や進捗確認が十分ではありません。日々変わる環境変化に対応するために目標を明示して変更を加える必要があります。職員全員が目標等を共有して向上するために、計画の文書による明確化が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： たまプラーザぼんた保育園

第三者評価を受けるにあたり、時間や仕事内容が違う常勤・非常勤・給食職員・事務職員とシャッフルグループワークを重ねる事で、自分たちの働いている園についてじっくり話せる貴重な機会ができました。

第三者評価は、職員・保護者アンケートや、職員全体で評価項目に沿って話し合った内容を、保育する側ではなく、保護者の立場でもなく、第三者という全く畑の違った一般の方の公平な目で実際の保育も見ていただき、活字としてまとめていただくものでした。この作業は、まとめる側にも・受ける私たちにとっても、とても繊細で多くの時間と労力を用いるものでした。しかし、実践してきた保育が明文化される事で、開園からおこなってきた子ども第一主義という信念の保育に、自信を持つ事ができました。そして本園を客観的に分析した事で伸びしろや今後の課題がはっきり見えました。

この評価結果は、開園から5年間の保育の追跡をまとめていただいた、職員一同の集大成となりました。これを本園の自伝「第一章」とし、この経験で得た気づきや伸びしろを次の「第二章」では、少しでも多くクリアしていけるようこの「ONE TEAM」で取り組んでいきたいと思えます。

今回の第三者評価にご協力いただきました皆様に、感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

たまプラーザぼんた保育園 園長 高橋 理恵

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園独自の保育理念、保育方針を資料、ホームページ等で紹介しています。入園説明会時に重要事項説明書とわかりやすい資料により保護者に説明しています。理念では、法人や保育所の使命、目指す方向、考え方を示して、見学者には園長が直接、丁寧に説明をしています。職員採用にはホームページを見て理解・納得してもらい面接につなげています。「たまプラーザ運営規定」を作成して運営方針を示し、職員に周知しています。会議や研修会での説明や話し合いで職員への周知徹底を行っています。保護者参加の運営委員会で理念や基本方針の周知状況を確認しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

評価結果確定日：令和4年3月17日

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人代表と共に事業環境を把握・分析して小規模保育に特化しています。園を取り巻く経営環境を把握して、運営規定を作り、園の運営を行っています。住宅地である地域のニーズを把握して園児を受け入れ、乳児保育への期待に応えています。職員と法人代表との定期的な面談において、園を取り巻く環境と経営の状況を伝えています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人と園で事業環境を把握・分析して、小規模保育の必要性を認識しています。基本方針の一つに「小規模保育に特化」を明記して、保育に取り組んでいます。法人代表より職員に個別に経営環境を伝えています。園は経営課題を法人と共有し、必要に応じて系列保育園の園長や保育士である外部運営委員に相談して、改善に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

「子どもの最善の利益を追求する」と中長期ビジョンを明確にし、一貫して取り組んでいます。子どもが自分の発達した姿を見せることで、子どもたちの自信や保護者への認識につながると考えて子どもを支援しています。子どもたちは行事等の意味を理解して楽しみ、目標達成の成果を感じられるようにしています。中長期の実施内容の評価はできていますが、計画書として具体的な施策や収支計画は作成していません。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---	----------

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中・長期計画をもとにして、都度変わる課題を把握し、対策を講じています。園としての自己評価を毎年行い、職員で話し合い、課題を抽出して改善策を実施しています。改善した結果を評価して、PDCAサイクルを迫及しています。それぞれの課題に対応していますが、事業計画書に数値目標を設け、成果の評価ができる計画としては明示していません。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	---	----------

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
 - ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

職員参加のもとに計画の策定と実施状況の把握や見直しを行っています。施策の進捗は、日々の話し合いで確認しており、職員に周知されています。年度中は職員会議などで実施状況を把握し、進捗状況を確認していますが、その手順は決められていません。年度末の運営委員会でも計画や進捗の確認を行っています。小規模で職員も限られており、日常的に打ち合わせを行いながら計画内容や進捗確認を職員と話し合っています。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
 - ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

園全体で作成した自己評価を保護者に配布し、改善策と評価を知らせしています。不審者対応については保護者から満足の意見も得られています。計画活動を知らせることにより、保護者アンケートで「安全対策に取り組んでいますか」について100%「はい」の回答を得ています。保護者への事業計画の周知は十分ではなく、その工夫が課題となっています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 PDCAサイクルを意識して、保育の質の向上に向けて園全体で取り組んでいます。毎年定期的に園全体の自己評価を行い、保育の質の向上に努めています。保育の評価や分析・検討する組織的体制はありません。自己評価には職員も加わり、保育の質を共有しています。年度末には、第三者委員、保護者代表も交えた運営委員会で評価結果などを確認しています。第三者評価も受審しています。家族アンケートでは、保育の質にかかわる「子どもの心身の発達に役立っている」「子どもの気持ちを大切にしている」で100%「はい」を得ています。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 - b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 - c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 評価や監査で明確になった課題を職員で共有しています。少人数のため職員間で日々の保育の申し送りを行い、その中で課題や改善の確認を行っています。保育に直接かかわらない調理職員も含めて職員に資料を回覧・確認して共有しています。随時に改善策やその実施状況を確認していますが、計画的な改善計画策定とその見直しは行っていません。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自らホームページの内容作成に携わり、園の方針と取組を明確にしています。組織図で園長や職員毎の役割や分担を明確にしています。園長の責任を明らかにすることにより、職員は安心して保育に取り組んでいます。職務分掌は作成していません。誤りを指摘し合い職員全員で共有して対応しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、法令等を理解しており、区役所や関係機関、取引事業者などと適正で良好な関係を保持しています。事務担当と園長による出納関係のチェックも行っています。園長は、法令遵守の研修には参加していませんが、幅広く情報を集め、職員会議などで不適切な事例をもとに話し合っています。園長は、職員に対して遵守すべき法令等の話をしていますが、職員周知の徹底に不十分との認識を持っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

基本方針に「常に保育の質の向上を目指す」を明記し、園長は、リーダーシップを発揮して保育の質の向上に取り組んでいます。保育の質について、園全体の自己評価や運営会議などで評価しています。園長の指導力のもとに日常的に話し合いの機会を設け、改善策を検討しています。「子ども第一主義」の保育理念について、職員と話し合い、保育の質を確認しています。園長は自ら保育に入り、保育の質について確認し、職員が迷わずに保育を行えるように指導しています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、事務職員とともに運営や業務効率に取り組んでいます。人事、労務、財務等については、法人代表に随時相談して分析・改善を行っています。職員には掃除、縫物、制作の担当を決めています。また環境整備や災害時の持ち物把握、避難経路の確認も行っています。少人数ながら、担当制を整えて園運営に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園独自の保育理念「一致団結(ONE TEAM)」、保育方針「子どもと職員の笑顔があふれる保育所」をホームページで紹介しています。職員採用にあたり、入職希望者にはホームページを見て納得してもらい採用面接につなげています。人材確保は法人が募集しており、初回の面接は園長が実施しています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人の理念にもとづき、「運営規程」に運営方針を明記して職員が取り組むべき姿勢を示していますが、期待する職員像が示されていません。法人の「就業規則」で人事基準を定めており、園での面談によって職員の要望に対応しています。職員面談によって職員と話し合い、把握した意見や評価等にもとづき、人事管理を実施しています。日常に保育について話し合うことや面談により、職員は園長と一緒に将来を考えることが出来るようにしていますが、キャリアパスを示すなどの制度は実施していません。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員個々の意向を理解して、園長と事務職員を中心に職場改善に取り組んでいます。事務職員が就業状況についてわかりやすい資料を作り、職員に伝えています。園長は面談を行い、職員から要望を聞いて働きやすい職場づくりに取り組んでいます。職員の休暇取得や時間外労働を把握しており、休憩時間はしっかり休憩が取れる環境を整えています。園長は職員の健康管理にも配慮し、いつでも相談に応じるように伝えており、相談があればすぐに対応しています。少人数の職員体制であり、全員とコミュニケーションを取り、常勤非常勤の職員状況や要望に応じて職場の改善に取り組んでいます。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>
園では職員一人ひとりと年2回の面談を行っています。定められた面談票を用い、職員と相談して目標設定を行い、中間評価と年度評価で目標管理を行っています。「期待する職員像」を明確に示せていないため目標水準や評価について、お互いの共通認識が課題となっています。目標の進捗や改善について、日々の保育の中で確認し相談しています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>
園では、期待する職員像を明記していませんが個別面談を実施して、職員一人ひとりの目標管理を行い、研修計画に反映しています。外部研修は「令和3年度職員資質向上研修・園外受講計画書」により、非常勤を含めた個人別に保育歴・資格に応じ、前年度受講をもとに必要研修を明確にしています。内部研修では「園内研修令和3年度予定表」を作成して、2～3ヶ月に1回の研修を予定しています。園内研修は、感染症対応や、食育、水遊びの危険性、虐待防止などについて、目的、内容、時期を示しています。研修の実績は計画書の実績欄に記入・管理して、評価を行い、次年度の計画の実績欄に反映しています。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員の経験や習熟度、専門資格の取得状況等を把握して研修につなげています。職員の保育歴に応じ、園長が保育に入りOJTを行い指導しています。園内研修に加え外部研修にも非常勤職員の受講を計画し実施しています。保育に関する自己評価についても非常勤職員も参画して実施しています。WEB研修を受講することにより、非常勤の職員も就業時間内に、また保育室とは別の場所で受講できるように配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
----	---	----------

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

0、1、2歳児の小規模保育園のため、教育実習の依頼が無い状況です。小学生の保育士体験を受け入れたことはあります。実習依頼がないこともあり、実習生の受け入れ体制の整備には至っていません。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>
 ホームページで、保育園の理念、基本方針や写真による具体的な保育の活動内容を公開しています。法人として系列保育園の第三者評価の受審を計画的に進めています。重要事項説明書に、苦情・要望等の窓口（受付担当者、解決責任者）や外部の第三者委員を明記して公表しています。苦情等を記録し、必要に応じて改善・対応の状況について公表しています。保護者に配る園だよりなど、理念や園の活動等を説明した印刷物等は特に地域へ向けての配布はしていません。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>
 横浜市への申請・報告も含めて、園における事務や取引等は事務職員が園長と相談して行い、職員等に周知しています。事務処理ルールや職員の権限・責任を明確にしていますが、職員自己評価では認識されていません。年1回の自治体による監査時に、事務や取引等について、本部による確認をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
 - ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

行政や地域からの依頼で地域との関わりがありますが、その基本的な考え方などは文書化していません。保護者支援やサッカー、プール、コンサートなどの情報を、掲示や資料配布で保護者に知らせています。同じ建物内にある学習塾の児童との交流があります。地域の方への情報提供や地域の行事への参加などは園として行っていません。散歩でのあいさつや近くの公園で他園の子どもと交流をしています。子ども・保護者に応じて、地域における療育センターや子育て支援センター等を利用するよう支援しています。

第三者評価結果

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
 - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア等への基本姿勢の明示や体制などは整備されていません。子どもたちの成長につながるボランティアは受け入れています。コロナ渦で中断しており、進め方を検討しています。2歳までの小規模保育園のため地域の学校教育への基本姿勢や協力は行っていません。園にゆかりのあるボランティア団体の子どもたちから、公園で2歳児が運動会で行うソーラン節を見せてもらい、子どもが教わっています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために、警察、消防、区役所などの関係機関・団体の連絡先を明示しています。療育センター、児童相談所等と連携して、子ども・保護者の状況に対応しています。対応について職員会議等で説明し、職員間で情報の共有化を図っています。関係機関と定期的な連絡会等はありませんが、問題の解決に向けて協力できるようにしています。家庭での虐待等が疑われる子どもへの対応について、横浜市や児童相談所などの機関と連携を図っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>
 横浜市の担当と連携を持ち、地域の福祉ニーズや課題等の把握に努めています。地域ニーズにより、外国籍の子どもや特別に配慮を要する子どもの状況を把握しています。地域ニーズを把握する定期的な会議はありませんが、地域の状況把握に努めています。地域で問題となっている待機児童問題解決として、基本方針に「小規模保育園に特化」を挙げています。卒園した保護者からの相談に応じていますが、地域住民に働きかけて保育の相談に応じる活動は行っていません。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>
 地域からの要望に応じて、保護者の同意を得て、イベントに参加しています。地域での話し合いに参加して、防災や事故防止についてヒヤリハットを作成し、改善提案書を提出しています。他の事事故事例をもとに、道路の舗装や車止めの設置を提案し、行政と調整しています。保育のノウハウを活かして、地域に貢献するなどの活動は今後の課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

「子ども第一主義」により子どもの意志を尊重し、日々の中で子どもの希望を確認しています。昼寝はパンツとおむつのどちらで寝たいかと子どもから希望を聞き、保護者の理解を得ています。全職員が周知できるようトイレ内に周知内容を貼付しています。園の理念に「子どもの最善の利益を第一目的とする」ことを明示して関係者に周知しています。計画に沿って研修していますが、基本的人権への配慮について勉強会・研修はなく、子どもを尊重することの評価方法は明確になっていません。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

法人による「個人情報保護規程」を定め、プライバシー保護を行い、情報漏洩に関する園内研修が計画されています。子どもの名前が見えないようマークを活用したり、0歳児のおむつ替えもトイレ内で行うなど排泄についてプライバシーに配慮された保育が行われています。あらかじめ入園時には保護者に子どもの写真掲載や作品に名前を入れるなどの承諾を得ています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のリーフレットやホームページには、保育理念「保護者様応援団」、一日の流れ、ハロウィンや運動会などの毎月のイベントなどの写真や図、イラストを使用した子どもにも見やすい内容となっています。コロナ禍で見学は玄関先ではあるものの、支度、トイレトレーニング、歯ブラシなど園での一日の活動がわかるようにアルバムを作成し工夫した対応がされています。変更や見直しがあった際はその都度紙面で提供しています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前に入園説明会で法人が定めている重要事項説明書を配布し、読み上げて十分な説明を行っています。特に重要な内容は赤字で示すなどの工夫をしています。保育内容の説明では活動ごとにアルバムを作成したものを使用し、言葉での説明だけでなく見てわかりやすいよう工夫されています。重要事項説明書に変更があった場合は、わかりやすいよう書面の変更箇所にマーカーで印をつけ、保護者へ配布・説明がされています。配慮が必要な保護者へは、説明に時間をかけ納得いただけるよう努めますがルールは明示されていません。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育園の利用が終了した後でも相談があれば在園中と同じように相談できるようにしており、実際に相談に応じています。相談窓口や担当者を記載した文書を保護者に渡してはいません。保育園の変更時に特別な引き継ぎ書は設けていませんが、保護者同意のもと、他の園に子どもの資料を渡していません。個別指導計画や健康の記録を保護者に渡しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日常の保育について、及び、園方針の理解を確認する機会として、保護者向けのアンケートを必ず年1回実施しています。それとは別に運動会などの行事後や卒園の際にもアンケートを実施しています。保護者の満足を把握するためのアンケートは行われていませんが、各種アンケートにより園の方針は理解され、保護者満足度につながっています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

「苦情解決規程」に苦情解決の仕組みや窓口などの体制が確立されています。重要事項説明書に相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者や第三者委員の名前を載せています。玄関入口に意見箱を設置し、保護者が苦情をだしやすい環境にして、意見等があった際には早期に面談を設定し、解決に向けて話し合っています。苦情内容と解決については、個人情報配慮して報告しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者が口頭、電話、連絡帳や意見箱で相談や意見を述べることができる環境を整備しています。保護者から相談や意見を受け付けた際は、どの職員でもその場で回答できるように心がけています。その後、園長へ必ず報告を上げる体制が整備されています。場合によっては個別面談を設けることがあります。大きな行事後はアンケートを実施しています。職員が保護者からの意見や相談を第三者委員へ報告しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談や意見に対し、受け付けた職員が回答できる体制が図られています。その場で回答ができなかった場合はきちんと伝え、一度園に持ち帰り、当日又は翌日には回答するよう心がけています。マニュアルは作成されていませんが、小規模保育園のため、日ごろから保護者と職員のコミュニケーションは取れています。利用者調査のアンケート結果では「相談したり、意見を言いやすい雰囲気です」という項目では「はい」と回答した利用者が100%となっています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故防止及び事故発生時対応マニュアル、救急対応マニュアル、熱性けいれん児対応マニュアル、横浜市事故対応フロー対応など、責任や手順が記載されており職員に周知されています。地域の近隣園や系列園で発生した事故事例がある度に情報を正確に収集し、園内研修に取り入れています。必要があると判断した場合、対応を手順にまとめて職員に周知しています。しかしリスクマネジメントの委員会はなく、事故防止策等の定期的な評価や見直しは行っていません。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症予防・蔓延防止マニュアル、感染症対応マニュアル、嘔吐物処理マニュアル、新生活マニュアルが作成されており、職員に周知されています。感染症に罹った場合、重要事項説明書に『医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症』として感染しやすい期間や登園のめやすが明記されています。定期的な感染症予防や安全確保に関する勉強会は開かれていません。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

防災計画が整備されており、年1度、地域の消防署や警察に来園してもらって直接指導を受けています。避難訓練は毎月実施されており、保護者もメールや災害ダイヤルを使用した安否確認を練習しています。ヘルメットや防災頭巾は出入り口付近に設置されています。年1度見直しを実施している防災リュックには、大人2名と子ども5名の5日分の食料が入っており備蓄リストが作成されています。しかし備蓄を整備する管理者は決められていません。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための対策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

運営規程の運営方針に子どもの尊重や権利擁護について記載しています。重要事項説明書には園の設備や保育実施時の留意点、園児及び保護者の守秘義務や個人情報の取り扱いなどを記載しています。年間の園内・園外研修計画を作成しています。園の標準的な実施方法について、研修など職員への周知徹底するための仕組みは明記されていません。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 - b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 - c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

月1回、子どもの個別目標とクラス別目標を、前月の反省を課題として作成しており、全職員に周知しています。子どもの保育活動に新しい内容を導入する際は職員間で実施方法の検証を実施し、前年度に段階を踏んだ計画を立てています。内容をクラス別目標や個別指導計画に反映して実施していますが仕組みとして整えてはいません。職員一人ひとりの能力を引き出し、活かすように配慮していますがその仕組みは明示していません。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画ではクラス別の目標にもとづき個別指導計画を作成しています。アセスメントの手法は確立されていませんが、必要に応じて関係者に相談して実施しています。小規模園で担任制ではないため、全職員が指導計画の作成に携わっています。園児の保護者と個別面談を実施し、保護者の意向を反映した計画を作成しています。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の見直し・評価に関する手順等の仕組みは整備されていませんが、毎月指導計画の見直しを実施しています。保育実施中の活動内容等は園長へ情報が集約されるシステムとなっていますが、報告ルート等は明示されていません。見直し・評価した結果を次の指導計画の作成に活かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

園が定めている統一した様式の個別指導計画、日誌や申し送りノートなどを活用し、園児の発達状況や生活状況等を職員間で把握しています。職員会議議事録や給食会議議事録、日誌等に個別指導計画やクラスごとの目標・計画にもとづいた活動を記録しています。情報共有を目的とした会議を随時に開催しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 - b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 - c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子どもに関する記録は「運営規程」の中で明記し、記録の保存期間を記載しています。重要事項説明書に守秘義務および個人情報の取り扱いに関する事項として、必要な情報の提供を行うことを記載しています。個人情報保護規定の罰則に対応方法を明記しています。職員に対し個人情報保護の園内研修を、令和3年度予定表に計画して実施しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画には、児童福祉法に基づいた法人作成の保育理念や保育方針と、園の職員が独自に作成した保育目標が掲げられています。乳児、1歳児、2歳児に分けて養護と教育が一体的となって展開されることに留意しています。ねらい及び内容、配慮事項は乳児は3つの視点、満1歳～3歳未満は5つの領域で区分され、園児が環境に関わって経験する事項が作成されています。それらは留意事項として個々の保護者の就労時間や子どもの保育時間が考慮されています。年1回、自己評価と保護者等の評価を実施し、全体計画等に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価結果確定日 : 令和4年3月17日

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内の温度、湿度、換気は年間を通して調整されています。安全点検表に玩具チェック項目があり、破損や汚れを確認しています。いつでも子どもが遊びたいものを取り出せるように子どもの視点で配置に工夫がされています。使用済みの玩具や子どもが触れた箇所は随時消毒するよう努めています。朝は次亜塩素酸を使って消毒を実施し、室内の清掃も行き届いています。地震で物が落ちないように落下防止の対応がされています。乳児～3歳児が同じ空間で過ごしており、スペースが限られている為、一人ひとりがくつろいだり落ち着ける場所は十分ではありません。トイレ奥に子どもが一人で行かれないような対策がされておらずヒヤリハットとなったことがありました。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

一人ひとりの発達や年齢に応じた伝え方をするように心がけています。子どもの気持ちを尊重し、自分でやりたいと思ったときはやらせるようにし、職員は見守っています。子どもが自分でできることに自信を持ち「やりたい」と言える環境を作り、待てる保育を行っています。開設してから5年間、一度も噛みつき事故がないことが園の誇りです。職員は赤ちゃん言葉を使用せずに一人の人として接していますが、場面によっては赤ちゃん言葉を使用してしまうことがあります。せかす言葉や制止する言葉は使用しないように努めていますが、場面によっては急かす言葉を用いてしまうこともあります。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

0、1、2歳児特有の自ら物事に取り組んだり、達成したいという気持ちを尊重し保育を行っています。常に子どものサポートにあたり、基本的な生活習慣を身につける環境の整備や援助を行っています。完全にオムツが取れていない子どものお昼寝の際に、「パンツで寝たい」と子どもからの希望があった時は、子どもの主体性を尊重し保護者へ報告しています。保護者負担も考慮し、保護者と子どもで話し合っ決めてもらい、その結果をトイレのボードに記載し、職員間で周知しています。子ども一人ひとりの主体性を尊重していますが、集団生活の場において、1日の流れの食事・散歩・午睡など基本的な生活時間においてはある程度、他の子どもに合わせなければならない場面も生じています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもたちの成長や発達段階に応じて玩具の入れ替えを行い、自主的に遊べる環境を整備しています。園庭はありませんが、午前・午後1回ずつ近隣の公園へお散歩に出かけています。お散歩では安全に留意し、交通ルールや手つなぎの大切さを学び体力を身につけます。葉っぱ拾いや虫の抜け殻拾いなどから自然と触れ合い、四季を感じています。公園に到着後すぐに遊ぶのではなく、職員が砂場や遊具の安全を確認し、その後1番先にどこで遊びたいかを3～4コーナーに分けて子ども一人ひとりの自発性を尊重して決めています。制作等においても、作る物の意味を理解して取り組み、壁面制作の展示につなげています。最高学年になったらソーラン節を運動会で踊り、担当の言葉を言うとの目標を持ち達成感を得ています。それを見た次世代はこれを目指るとの引継ぎが自然に出来ています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子ども表情を大切に、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

周りで1、2歳児が動きのある行動をする中で、0歳児には特定の保育士との信頼関係が築けるようマンツーマンで援助できる職員配置を整えています。表情に気を配り応答的な言葉かけを行い、情緒の安定を図っています。朝寝を毎日の生活習慣の中に取り入れ、集団活動や食事がスムーズにできるよう配慮しています。ハイハイ、立つ、歩くなど一人ひとりの発育過程に応じて十分に体を動かすことができます。身近な生活用具、玩具や絵本が用意された環境の中で興味と関心を持ち、つまむ、たたく、引っ張る等、手や指を使って遊ぶ工夫がされています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子ども一人ひとりの運動量に合わせてながら、全員がやりたいことをできるように配慮しています。公園遊びでは職員が砂場に猫の糞や危険なものはないか、遊具が破損していないか、危険な物は落ちていないか等の安全確認を行っています、確認している間に、子どもたちは公園での「お約束」を聞き、手遊びしながら待つことで、気持ちを落ち着かせるようにしています。雨の日は部屋に3つの遊ぶコーナーを作り、一回目に全部体験させ、その後は各園児に好きなコーナーを選んでもらっています。コロナ禍で異年齢や保育士以外の大人とのかかわりは少なくなっていますが、避難訓練では警察官や消防士の方々と交流ができています。保護者とは主に連絡帳や口頭で連携が図られています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児施設のため取組はありません。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

0、1、2歳児は障害があるかどうかの見極めは困難です。他児に比べて配慮が必要と感じられた場合は集団に入らずに一つのコーナーを設けて対応しています。他児よりこだわりが強いなど特別な配慮が必要と判断した場合はその園児の好きなものをマークにしたり、近くに置いたりすることで気持ちの安定を図っています。また個別指導計画を作成し、保育指導計画と関連付け、3ヶ月ごとに記録をまとめています。保護者や専門機関から申し出のあった際に提出できるようにしています。障害のある子どもについて園内研修を行っていますが、全職員での実施には至っていません。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

毎日長時間保育の対象となる園児には、子どもの保護者と相談し、その中で祖父母が週1～2日程いつもより早くお迎えに来ていただけるように無理のない協力をお願いしています。お迎えが遅く一人で残ってしまう子どもには、好きな玩具や絵本で遊び、年齢の高い子どもには役割を与えて自信を持ちさみしさの無いように配慮しています。年齢に応じた食事を提供し、0歳児が長時間保育の対象となる場合は帰宅時間に配慮しミルクの時間をずらしています。毎朝子どもの体温・体調・機嫌等を紙面と口頭で申し送りを行い、活動中、園児に変化や怪我があった場合は申し送りノートを活用し、全員周知を心がけています。しかし伝え忘れや周知しきれていないこともあります。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳児施設のため取組はありません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
-----	-------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
 - ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

予防接種一覧表、身体計測記録帳や年間保険計画で子どもの健康に関わる情報を職員間で周知・共有しています。日々の生活では怪我報告書・申し送りノートが活用され、職員に周知し保護者へ報告しています。保護者は連絡帳に毎回子どもの様子・体調を記載したり、送迎時に職員へ口頭で報告しています。重要事項説明書に年2回の健康診断と歯科健診が記載されており、乾布摩擦を園のホームページなどで発信するなどの取組を伝えています。午睡中はSIDS対策のため午睡チェック表を活用しブレスチェックを実施していますが、保護者に対し情報提供はされていません。また、園独自の健康管理マニュアルは作成されていません。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

年2回実施している健康診断・歯科健診の結果は個別診断結果・歯科健診報告書に記録され、園でまとめられています。健康診断後は保護者に結果報告をしています。また異常や気になる点があった場合は職員へ申し送りや口頭で周知しています。毎月1回実施している身体計測では、体重結果から必要なエネルギーを算出し給食のおかわりに反映しています。しかし身体計測の結果を全職員が周知しているわけではありません。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもへの対応では、全職員が出勤時(業務に入る前)に当日のメニューを確認し、給食時には保育士が対象児とアレルギーメニューを声に出して調理担当とともに確認して、一番先に給食の提供をしています。給食時にはアレルギー疾患のある子どもが他児の食事を誤って食べることがないように、専用机を設け他児と離れて食べています。色分けした食器を使用し、誰でもわかるように区別しています。園には食物アレルギー対応マニュアルがあります。外部研修後、他の職員へ資料を回覧していますが、コロナ禍で研修の機会が減り、必要な知識・情報を得たり技術を習得することが困難となっています。現在、アレルギー疾患や慢性疾患等の対象者はいません。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

入園して初めての昼食は保護者と一緒に食べ、園ではどのような食材、食器、雰囲気かを知ってもらっています。家での食事形態の違いを知り、アレルギー児には給食担当もついて詳しく説明を聞く機会を設けています。行事食と保育を連動し、手遊び歌や制作を行っています。おやつでは子ども自らカップの色を選べるようにして、視覚からも楽しめるよう環境・雰囲気づくりを工夫しています。食材や切り方により、スプーンでは掬いづらいつきもあります。子どもが嫌いなものでも一口で食べられるよう細かく刻んだり、嫌いなものがのっている器から提供したりしています。子どもは「おかわり」という言葉が好きで、初めに食事量80%の量を提供し、おかわりで20%提供しています。毎月の身体測定結果をおかわり量に反映させている為、子どもによってはおかわりの量を変えて提供しています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

給食職員は子どものアレルギー、離乳、完食等を把握して量や温かさを保って提供しています。職員は子ども一人ひとりの好き嫌い、食べる速さ、丸のみ、完食状況等を把握して食事を提供しています。毎月の給食会議で子どもの咀嚼状況を確認し、一人ひとりを考えた形状にしています。調理員は給食室より、常に子どもが給食を食べている様子を見ることが出来る環境となっています。お腹が緩い子どもに対して牛乳から麦茶に変更した例もあります。調理員は子ども一人ひとりの提供形態を、職員は子ども一人ひとりの好き嫌いや特徴、留意点などを把握し楽しく安全な食事が摂れるよう声かけが行われています。初めの提供を80%とし、子ども全員がおかわりをして自信を持ち100%摂取しているため残食はありません。毎月の身体測定によりカウプ計算を行い、体重が少ない子どもにはお代わりを多めにするなど、子どもに合わせた配慮を行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

職員は保護者へ連絡帳や、送迎時に口頭で情報交換を行なっています。子ども第一主義の保育理念を実践し、子どもの意見を尊重し、午睡中のオムツ・パンツの選択も一例にあるように成長を促進しています。子どもたちの日々の活動の中で些細な出来事を職員が報告し合い、子どもの成長を共有しています。運動会等の保護者も参加する園内行事では給食職員も交え、保護者と職員が話すことができる機会を設けています。特に運動会は園児たちの成長を披露する場であり、保護者と職員が子どもの成長を具体的に共有できる場ともなっています。希望する保護者には保育参観や職員との面談を設けています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

子どもたちの些細なことでも目が届く小規模保育園の特性を生かし、園長が窓口となり常に全体を把握出来るようしています。保護者が安心して子どもを預けられるよう少しでも不安や疑問に思うことがあれば連絡帳や口頭で相談してもらっています。相談や要望にはすぐに対応できるよう心がけています。保護者から相談を受けた職員が回答できる事柄は、その場ですぐに対応する体制が整えられています。相談を受けてその場で対応できなくても、当日中に園長より回答できるような体制ができています。相談があった場合は面談記録として内容を記録しています。利用者調査結果のなかの『相談したり意見を言いやすい雰囲気ですか』との設問では『はい』と回答された方が100%でした。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	---	----------

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。

- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

子どもについて登園時に視診を行い、子どもに傷や内出血がないか確認しています。特に長期休みから登園した際には、体重の減少や心身の状態を確認しています。また保護者からも聞き取りを行い、虐待の可能性があると職員が感じた際や違和感を感じた場合には、行政へ連絡しています。その際には入園時からの連絡ノートや怪我の個所の写真等も伝えています。虐待防止のガイドブックをそろえて研修を行っていますが、園独自の対応マニュアルはありません。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

園長による職員一人ひとりとの面談が年2回行われており、各職員が保育を行っていく上での悩みや反省を話しています。職員が掲げている目標や課題についての振り返りを行い、職員全体の取組として園で実践すること等を話し合っています。常に、子どもにとって最善な利益になる保育を考え、日々話し合いで確認・評価の場を持ち、お互いに向上しようと取り組んでいます。職員個人の自己評価を行い、全体の自己評価につなげる定期的な取組を行っていますが、書面では表しておらず今後の課題となっています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323